

権利譲渡書（兼持分確認書）

国立大学法人東海国立大学機構 御中

氏名 :

私は、下記の知的財産について、次のとおり同意します。

記

ケース整理番号		決定日	
知的財産の名称(届出時)			
寄与率(権利持分)			

- ・ 国立大学法人東海国立大学機構（以下「機構」といいます。）における研究等において真に創作したこと。
- ・ 寄与率（権利持分）について了承していること。
- ・ あらかじめ機構に帰属する権利を除き、知的財産権を受ける権利を含むすべての権利（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含みます。以下同じ。）を知的財産の承継日（※注1）に、機構の規程及び細則（以下「規程等」といいます。）に従って、機構へ譲渡すること。
- ・ 共同創作者がいる場合は、共同創作者が、知的財産権を受ける権利を含むすべての権利を機構若しくは所属機関又はその他契約に基づき譲渡すること。
- ・ 知的財産が、機構の規程等に基づき取り扱われること（規程等に変更があった場合は変更後の規程等に基づき取り扱われること。）。
- ・ 機構並びに機構から著作権の許諾を受けた者及び機構から著作権を承継した者に対して著作者人格権を行使しないこと。
- ・ 機構を退職した場合でも、機構又は機構から知的財産権を承継した者が知的財産権取得のための申請等を行うときは、その手続きに必要な書面の提出等に協力すること。
- ・ 優先権を主張した国内出願及び外国出願に係る権利、分割出願に係る権利など、派生する権利についても、別に権利譲渡書が提出されない限り、本譲渡書に基づき取り扱われること。
- ・ 規程等又は機構が締結する契約に基づく、秘密保持等の義務を順守すること。
- ・ 知的財産権の運用又は処分により生じた収入は規程等に従い配分されること（規程等に変更があった場合には変更後の規程等に基づき収入が配分されること。）。

以上

※注1. 承継日：当該知的財産の承継を決定した日、当該知的財産が公表されている場合は公表日の前日、又は当該知的財産に係る出願の前日のうち、最先の日をいう。